

令和8年度志摩市職員採用選考(ジョブ・リターン採用)受験案内

ジョブ・リターン採用とは

育児や介護、転職など退職事由を問わず、過去に志摩市職員として一定期間の勤務実績がある方について、退職前後に得た知識や経験等を活かして、本市で再び活躍してもらうことを目的として、選考により採用する制度です。

◆ 募集職種 及び 採用予定人員

職 種	採用予定人員
事務職 技術職（土木・建築） 保健師 保育士・幼稚園教諭・保育教諭	若干名

※かつて本市で勤務していた職種と同一の職種でのみ申込むことができます。

※退職時と同一または下位の職位で採用します。

◆ 受付期間

令和8年6月10日から随時受付

※採用予定人数に達した職種については、年度の途中であっても募集を終了する場合があります。

1 採用予定日等

原則として令和9年4月1日（予定）

欠員の状況により年度途中で採用する場合があります。

2 受験資格

育児や介護、転職など退職事由を問わず、志摩市を退職した人で、次の（1）～（2）の全ての要件を満たすことが必要です。

（1）次の受験資格を満たす者

- ①昭和42年4月2日以降に生まれた人
- ②任期の定めのない常勤職員（以下「職員」という。）としての勤務年数が3年以上（休職又は育児休業等の休業していた期間を除く。）ある人
- ③再採用予定日が退職の日から起算して10年を経過していないこと
- ④募集している選考区分と同一の区分で職員として勤務していた人
- ⑤地方公務員法第16条各号に定める欠格条項のいずれにも該当しないこと

（2）次のいずれにも該当しない人


- ①禁錮（令和7年6月1日以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②志摩市職員として分限による免職処分、懲戒による免職処分又は停職処分を受けた人
- ③日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④申込日現在、志摩市職員である人。（ただし、会計年度任用職員及び令和9年3月末までに任期が満了する任期付職員を除く。）

3 受験申込手続き

(1) 受付期間 令和 8 年 6 月 10 日 (水) から随時

※採用予定人数に達した職種については、年度の途中であっても募集を終了する場合があります。

(2) 申込方法 インターネットによる申し込みとします。

事前準備	<p>・パソコンまたはスマートフォン、タブレット</p> <p>※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。</p> <p>※PDFを閲覧できる環境が必要です。</p> <p>・メールアドレス</p> <p>※「public-connect.jp」、「city.shima.mie.jp」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください(スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください)</p> <p>・顔写真のデータ</p> <p>※申込前6か月以内に撮影した背景無地で撮影したもので、上半身脱帽、正面向きで本人と確認できるものがが必要です。</p>
申込手順	<p>① 専用サイトに接続し、「会員登録」をする。</p> <p>② 会員登録後、再度同専用サイトに接続し、マイページの「プロフィール編集」へ進み、基本情報、職歴(これまでの職歴全て)・学歴等を登録。 ※学部名・自己PR欄は任意になっていますが、必ず入力してください。</p> <p>③ 同専用サイト内の本市の求人ページから「エントリー画面に進む」をクリックする。</p> <p>④ 必要事項を入力し、受験申込みを完了する。</p> <p>・申込みの完了状況は、同専用サイト内「マイページ」の「エントリー一覧」から確認できます。</p> <p>・申込は1回のみです。重複申込の場合は、最初に入力した内容が対象となります。</p> <p>内容に不備がないか必ず確認してください。</p> <p>※専用ホームページには、2次元コードからも遷移できます。</p> 

(3) 注意事項

- ・受験資格を満たしていることを確認してから申し込んでください。
- ・志摩市退職後の「職務経験」や資格職の受験資格確認のため、申込時に職務経験の入力や資格確認資料添付が必要です。
- ・申込締切直前は、サーバーが混み合うことなどにより申し込みにかかる恐れがありますので、余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。
- ・受付期間中は、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。
- ・申込後に入力内容を修正することは出来ません。間違いがないかよく確認してください。
- ・内容に虚偽の事項がある場合、採用が取消となることがありますので十分に注意してください。

- ・合格後、採用日までの間に重大な非違行為やその他勤務が困難な事由が生じた場合、受験申込時に求める資格を欠く場合には、採用されないことがあります。
- ・インターネット接続に要する機器や通信料などの費用は、受験者の負担となります。

4 選考内容等

1次選考内容
書類選考

1次選考 合格発表	書類受付後、随時選考を実施し、2～3週間程度で結果を通知します
--------------	---------------------------------

2次選考内容	日時・会場
個別面接	面接の日時・会場の詳細は、申込状況等を踏まえて決定します。

2次選考 合格発表	随時選考を実施し、2～3週間程度で結果を通知します
--------------	---------------------------

3次選考内容	日時・会場
個別面接	随時選考。日時・会場の詳細は、2次選考合格者にお知らせします。

3次選考 合格発表	選考日から3週間程度
--------------	------------

※選考にあたっては、面接等の結果に加え、退職前（過去3年度分）の勤務成績も考慮し、総合的に審査します。

5 勤務条件等

(1) 採用時の職位

退職時の職位と同等以下。

(2) 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分まで（うち60分休憩）

(3) 休日

土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（12月29日～1月3日）

※配属先によっては、上記（2）（3）と異なった勤務時間、休日が適用（変則勤務等）になる場合もあります。

(4) 休暇

年間20日の年次有給休暇（4月採用時は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護等休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇等条例で定められた特別休暇があります。

(5) 給 与

ア 初任給

かつて志摩市職員であった際の職務の級及び号俸を基礎に、志摩市退職後の経歴等を考慮して決定します。 ※職位によって異なります。

- 学歴や職歴に応じ、一定の基準に基づいて支給されます。
- 採用されるまでに給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

イ 諸手当

扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。

ウ 退職手当

現在の勤務先によって取り扱いは異なりますが、採用日前日まで勤務している場合は、本市職員以外の地方公務員又は国家公務員としての在職期間を通算することがあります。

エ 福利厚生（各種の給付・貸付等）

採用後は共済組合に加入し、職員やその扶養家族が病気の場合、医療給付が受けられます。また、厚生年金に加入し、将来年金の給付を受けられます。結婚、出産、災害等の場合も給付が受けられます。

(6) 条件付採用

採用後一定期間は、地方公務員法第22条による条件付採用となります。

条件付採用期間中、良好な成績で職務を遂行したときに正式採用となります。

なお、条件付採用期間中は、地方公務員法の身分保障に関する規定及び不利益処分に関する規定は適用されません。

6 その他

◇ 傷病等により職務に支障があると認められる場合は、採用されないことがあります。

◇ 受験資格を満たしていないことや受験申込書の記載事項に不正が判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

※問い合わせ先

この試験に関するお問い合わせは、志摩市総務課へお願いします。

(電話 0599-44-0201)

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」または「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が本市職員となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」には、将来においても、任用されません。

「公権力の行使」に係る職務について

- 1 住民に対して命令、強制等を加え、一方的に住民の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 住民に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

- 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の利用許可、道路の占用許可などに係る業務

(1) 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、課長及び課長に類する権限を有する職と、志摩市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する事務に就く職が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる課長補佐までの昇任は可能となります。

子ども性暴力防止法の施行に伴う特記事項

- ・本業務に従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ・採用までの間において特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しないことがあります。その他、採用後において特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、異動その他の措置を取ることがあるほか、異動を含む他の方法を取ることができない場合は分限の対象になることがあります。また、誓約書や履歴書等の内容に関し虚偽の事項があることが判明した場合には懲戒の対象となる場合があります。

参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。